

令和6年度 臨時總會資料 (書面表決)



議 事

第1号議案 「栃木県PTA連合会会則」改正(案)

栃木県PTA連合会

「栃木県PTA連合会会則」改正（案）

令和6年度の重点目標6の「ニーズに応じた取組の推進と組織の適正化に向けての検討」の一環として、組織編制委員会を立ち上げ、「全ての会員の皆様にとって役立ち、参加してよかった」と思える持続可能な取組の推進に向け、そして、より効果的・効率的な活動実践のために、組織の編成について検討してまいりました。

新たな組織について、第2回理事会において審議の上、会則の変更にあたることから総会に付議すべき事項として議決されましたことから、令和7年度からの組織変更に伴う会則の改正について提案いたします。

【組織変更の概要】

◎ 各市町PTA連合会/協議会/連絡協議会の負担軽減を図るため、役員を含めた理事及び委員の総数を現在の約3割減とする。

【具体的なもの】

- ・ 公募委員（現在：44名）募集を廃止とする。
各市町1名の理事（計：現在25名）を、各市町の学校数に応じた人数（計49名）に変更。現在同様に、理事はいずれかの委員会に所属する。
- ・ 委員会名の変更（職務内容を精査）
教育課題委員会：変更なし 【教育課題の調査及びその対応を主業務とする】
情報委員会 ⇒ 情報発信委員会 【情報発信に係ることを主業務とする】
運営委員会 ⇒ 企画研修委員会 【子育てセミナー・総会等の運営計画を主業務とする】
- ・ 各地区との交流や意見の聞き取りを円滑に行えるよう、副会長を各地区（教育事務所単位）より選出することに変更する。
- ・ 保護者の監事を1名減とし、新たに外部監事を充てることに変更する。
- ・ 教職員理事を1名増とし、各委員会にそれぞれ所属するように変更する。

栃木県PTA連合会会則 改正（案）

【変更箇所】

第 6 条（役員）	副会長・理事の人数、監事の内訳を変更
第 18 条（理事会の招集）	理事会招集の回数を変更
第 27 条（常置委員会）	委員会の名称を一部変更
第 28 条（常置委員会の構成）	公募委員をなくし、役員及び理事で構成することに変更
第 31 条（特別委員会）	新たにその他の委員会について明記
第 32 条（特別委員会の構成）	新たにその他の委員会の構成について明記

旧	新
<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>（役員）</p> <p>第 6 条 本会に、次の役員をおく。</p> <p>（1）会長 1名</p> <p>（2）副会長 6名（保護者4名、教職員2名）</p> <p>（3）専務理事 1名</p> <p>（4）理事 43名以内（保護者25名以内、教職員5名、指名理事10名以内、各委員長1名）</p> <p>（5）監事 3名（保護者2名、教職員1名）</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>（理事会の招集）</p> <p>第 1 8 条 理事会は毎年3回、会長が招集する。ただし、必要と認めたときは会長が招集する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 委員会</p> <p>（常置委員会）</p> <p>第 2 7 条 本会に、次の常置委員会をおく。</p> <p>（1）教育課題委員会</p> <p>（2）情報委員会</p> <p>（3）運営委員会</p> <p>（常置委員会の構成）</p> <p>第 2 8 条 常置委員会は役員と公募委員・指名委員（会長が委嘱）で構成する。（公募委員とは、本会から市町PTA連合会（協議会）に委員会ごとに会長が委嘱したPTA会員）</p> <p>（2）常置委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。</p> <p>（3）常置委員会の委員長及び副委員長は、指名理事と公募委員・指名委員の互選により選出する。</p> <p>（特別委員会）</p> <p>第 3 1 条 本会に、次の特別委員会をおく。</p> <p>（1）財務委員会</p> <p>（2）記念事業等委員会</p> <p>（特別委員会の構成）</p> <p>第 3 2 条 財務委員会の委員は、会長、副会長、専務理事で組織する。</p> <p>（1）特別委員会の委員長は、委員の互選により選出する。記念事業等委員会は、会長が委嘱したもので組織する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 役員</p> <p>（役員）</p> <p>第 6 条 本会に、次の役員をおく。</p> <p>（1）会長 1名</p> <p>（2）副会長 9名（保護者7名、教職員2名）</p> <p>（3）専務理事 1名</p> <p>（4）理事 62名以内（保護者49名、教職員3名、指名理事10名以内）</p> <p>（5）監事 3名（保護者1名、教職員1名、外部1名）</p> <p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>（理事会の招集）</p> <p>第 1 8 条 理事会は毎年4回、会長が招集する。ただし、必要と認めたときは会長が招集する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 委員会</p> <p>（常置委員会）</p> <p>第 2 7 条 本会に、次の常置委員会をおく。</p> <p>（1）教育課題委員会</p> <p>（2）情報発信委員会</p> <p>（3）企画研修委員会</p> <p>（常置委員会の構成）</p> <p>第 2 8 条 常置委員会は役員と理事で構成する。</p> <p>（2）常置委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。（削除）</p> <p>（2）常置委員会の委員長及び副委員長は、指名理事と理事の互選により選出する。</p> <p>（特別委員会）</p> <p>第 3 1 条 本会に、次の特別委員会をおく。</p> <p>（1）財務委員会</p> <p>（2）記念事業等委員会</p> <p>（3）その他の委員会</p> <p>（特別委員会の構成）</p> <p>第 3 2 条 財務委員会の委員は、会長、副会長、専務理事で組織する。</p> <p>（1）特別委員会の委員長は、委員の互選により選出する。</p> <p>（2）記念事業等委員会、その他の委員会は会長が委嘱したもので組織する。</p>

※ 変更箇所のみ表示しています。